

議案第87号

西脇市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市民会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月29日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

指定管理者の管理の期間について、特例措置を設けるため。

西脇市民会館条例の一部を改正する条例

西脇市民会館条例（平成17年西脇市条例第96号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（指定管理者の管理の特例）

- 3 令和2年度を初年度とする指定管理者の管理の期間は、第17条本文の規定にかかわらず、会館の供用廃止の日までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。